

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は株式会社菱友システムズと称し、英文ではRyoyu Systems Co., Ltd. と表示する。

(事業目的)

第 2 条 当会社は次の各号の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報通信システムに関するコンサルテーション
- (2) 情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施
- (3) 情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買
- (4) 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
- (5) 前項に係る解析ソフトウェアの開発
- (6) 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 23,840,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料については、法令または定款に定めるものほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に係らず必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または社長が招集し、その議長となる。取締役会長および社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および取締役会長)

第22条 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表すべき取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表する。

2 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(執行役員)

第31条 当会社は、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

(社長)

第32条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役または執行役員の中から、社長1名を定める。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、招集通知期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則の定めるところによる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 平成 28 年 6 月開催の第 48 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
- 2 平成 28 年 6 月開催の第 48 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 第 2 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。